

国民健康保険料の計算表（令和7年度）

	医療分		後期高齢者支援金等分			介護納付金分（40歳以上～65歳未満の方対象）						
所得割	所得賦課対象額 円	料率 7.05%	円	所得賦課対象額 円	料率 2.9%	円	所得賦課対象額 円	料率 2.3%	円			
均等割	国保加入者数 (未就学児以外) 人	1人	27,000円	円	国保加入者数 (未就学児以外) 人	1人	15,000円	円	介護保険 該当者数 人	1人	18,000円	円
	国保加入者数 (未就学児) 人	1人	13,500円	円	国保加入者数 (未就学児) 人	1人	7,500円	円				
平等割			25,000円									
合計額	限度額 66万円 (100円未満切捨)		①円	限度額 26万円 (100円未満切捨)		②円	限度額 17万円 (100円未満切捨)		③円			
年額 ①+②+③			円	支援金分： 後期高齢者医療制度の加入者の医療費を支援 するための負担です			介護分： 介護保険の第2号被保険者に該当する方が負 担します					
月額			期別									

(1) 所得割の算定方法について

前年の所得状況により負担が変わります。

所得金額 基礎控除額（所得2,400万円以下は1人最大43万円） 所得賦課対象額

□ - □ = □

※国民健康保険料の賦課年度の1月1日現在、銚子市に在住していなかった方は、所得割額の算定基礎となる前年の所得金額がわかりませんので、当課から前住所地の市区町村へ照会を行い、その回答を受け、保険料を算定します。

(2) 国民健康保険料の軽減

低所得世帯については、保険料の軽減措置が受けられる場合があります。ただし、前年中の所得申告が必要となります。

(3) 国民健康保険料の納付義務者

住民票の世帯単位で計算し、世帯主が国保に加入していなくても、世帯員に国保加入者がいるときは世帯主が納付義務者となります。

(4) 国民健康保険料の納期

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7月末日	8月末日	9月末日	10月末日	11月末日	12月25日	1月末日	2月末日

*休日の場合、銀行の翌営業日となります。

・国民健康保険料は、1年分（4月から翌年3月まで）を年8回（7月から翌年2月まで毎月）で納付していただくことになります。